

○ 室蘭市子ども医療費助成条例中一部改正の件について

1. 条例改正の理由

子ども医療費助成について、助成対象年齢を引き上げるなど、助成の対象者を拡大するもの

2. 条例改正の概要

(1) 助成対象年齢を15歳までから18歳までに引き上げるとともに、課税世帯であっても助成対象とするもの。ただし、就職等により保護者の扶養から外れた場合は、原則として助成対象としない。

現行

対象者	区分	自己負担額	
		非課税世帯	課税世帯
3歳未満	入院・通院	初診時一部負担金	初診時一部負担金
3歳以上6歳以下	入院・通院	初診時一部負担金	1割負担
6歳以上12歳以下 (小学校就学児童)	入院	初診時一部負担金	1割負担
	通院	初診時一部負担金	助成なし(3割負担)
12歳以上15歳以下 (中学校就学生徒)	入院・通院	初診時一部負担金	助成なし(3割負担)
15歳以上18歳以下	入院・通院	助成なし(3割負担)	助成なし(3割負担)



改正案

対象者	区分	自己負担額	
		非課税世帯	課税世帯
3歳未満	入院・通院	初診時一部負担金	初診時一部負担金
3歳以上6歳以下	入院・通院	初診時一部負担金	1割負担
6歳以上12歳以下 (小学校就学児童)	入院	初診時一部負担金	1割負担
	通院	初診時一部負担金	1割負担
12歳以上15歳以下 (中学校就学生徒)	入院・通院	初診時一部負担金	1割負担
15歳以上18歳以下	入院・通院	初診時一部負担金	1割負担

(2) 保護者の所得額要件を廃止(現行は児童手当の支給要件を超える者は対象外)

(参考) 登別市、伊達市も、改正を行い同時に同様の助成内容となる予定。

3. 施行期日

令和6年8月1日から施行する。